

## 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成26年4月1日施行  
令和7年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人について、常駐義務を緩和することができる場合の必要事項等を定めるものである。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号のいずれかに該当する期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書、工事記録等の書面により明示することとする。

(常駐を緩和することのできる工事)

第3条 次の各号のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難ではないものとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- (1) 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない工事）
- (2) 国土交通省の作成する「監理技術者制度運用マニュアル」により主任技術者の兼務を認める工事

(兼務を認める対象工事)

第4条 前条各号に掲げる工事のうち、次の各号の条件をすべて満たす2つの工事については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団その他坂戸市若しくは鶴ヶ島市を構成団体とする一部事務組合、埼玉県、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、狭山市、東松山市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町又は川島町が発注した工事で同組合、同県又は同市町所管内の施工場所であるもの

(2) 施工現場の相互の距離が10キロメートル程度の近接した場所であるもの(ただし、常駐を要しない期間における兼務は、施工現場間の距離は問わない。)

(3) 兼務する工事の発注者の承諾が得られているもの

2 同一敷地内又は隣接する現場の関連工事については現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、この場合には前項の規定は適用しないこととする。  
(兼務を認める条件)

第5条 前条の規定に基づき兼務を認める工事となった場合は、次の各号の条件をすべて満たす環境を整えなければならない。

(1) 発注者との連絡体制が確保されていること

(2) 必ずいずれかの工事に常駐していること

(3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第6条 第3条第1項の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は指名通知書に記載することとする。

(兼務の手続)

第7条 兼務する工事の発注者が企業団以外の場合は、受注者から常駐規定緩和に係る照会兼回答書(様式第1号)を契約の締結前に提出させ、兼務する工事の発注者の承諾を得ていることを確認することとする。

2 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、現場代理人の兼務届(様式第2号)を各工事の担当課へ提出することとする。

(施工管理に関する取扱い)

第8条 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札公告若しくは指名通知を行ったもの又は既に契約を締結しているものについては、なお従前の例による。

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書		
工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		
現 場 代 理 人 氏 名		
<p>上記工事について、現場代理人の常駐規定を緩和し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団発注の以下の工事との兼務を認めることが可能であるか否か伺います。</p>		
坂戸、鶴ヶ島水道 企業団 発注分	工 事 名	
	工 事 場 所	
	落 札 金 額	
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 商号又は名称 代表者氏名</p>		

<p>上記工事に係る現場代理人については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。</li> <li>・ 兼務を認めません。</li> </ul> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発注機関の長</p>
---

## 現場代理人の兼務届

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 企業長 宛て

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	~	
請負代金額（税込）		
工 事 担 当 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
現 場 代 理 人 の 連 絡 先	（ 緊 急 連 絡 先 ）	
	（ 上 記 以 外 の 連 絡 先 ）	

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

提出日

受注者 所 在 地  
商号又は名称  
代表者・職・氏名

（兼務工事の概要）

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	~	
請負代金額（税込）		
工 事 担 当 名		

（注意事項）

- ・ 上記項目すべてを記載してください。
- ・ 現場代理人は必ずいずれかの工事に常駐し、発注者と常に連絡が取れる体制であること。
- ・ この兼務届は各工事の担当へ提出してください。